

令和5年5月19日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求書について (意思確認)

標記について、下記のとおり確認を求めますので、令和5年5月26日(金)までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和5年4月24日(月)

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和5年4月27日(木)

3 行政文書開示請求書に記載された請求内容

法務・検察幹部名簿及び検事期別名簿(令和5年4月1日以降の最新版)

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

行政文書開示請求書に、上記3のとおり記載されたことについて、法務省本省においては、検事期別名簿(令和5年4月10日現在)を保有しています。

なお、法務・検察幹部名簿については、令和5年度から作成していないため、該当する行政文書を保有していません。

このまま請求を維持された場合、行政文書の不存在を理由とする不開示決定がなされるものと思われます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるかにつき回答願います。

5 開示請求手数料について

上記4の行政文書を全て請求される場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円となります(ただし、法務・検察幹部名簿については、行政文書不存在による不開示決定が見込まれます。)

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、過不足はありません。